感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

１ 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

指定障害児通所施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。このような前提にたち放課後等デイサービスペルチェ(以下「事業所」)においては、感染症の発生、またまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用児童ならびに職員の安全確保を図る。

２ 感染対策のための委員会に関する基本方針

⑴ 感染対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置します。

⑵ 目的

① 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。

② 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる。

③ 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。

④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

⑶ 委員会の構成員とその役割

委員会の委員長は、管理者とします。委員会の構成員は、管理者および児童発達支援管理責任者、感染対応策を担当者とし、必要に応じて職員及び専門家に参画を依頼します。専任の感染対応策を担当する者を配置します。必要に応じて、保健所等に助言を仰ぎます。

⑷ 感染対応策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね３か月に１回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催します。結果については職員等に周知します。

３ 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年２回以上の訓練を実施します。また、新規採用者には、採用時に研修を行います。

４ 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行います。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行います。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策

の立案、実施を行います。その内容については、感染対策委員会で報告します。

５ 感染発生時の対応に関する基本方針

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(通所系マニュアル)に沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努めます。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策(接触感染、飛沫感染、空気感染)を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応します。

⑴ 平常時の対策

【施設内の衛生管理】

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、手洗い場、トイレ等の環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等について、次の通り定め、施設内の衛生管理、清潔の維持に努めます。

【環境整備】

施設内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する。

① 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。

② 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥すること。

③ 床に目視しうる血液、分泌物、排泄物などが付着しているときは、手袋を着用し、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃して乾燥させること。

④ トイレなど、利用者が触れた設備(ドアノブ、取手など)は、消毒用の薬品で清拭し、消毒を行うこと。

⑤ 玩具、遊具、教材等、使用頻度に応じて清潔を保つ。水洗い、日光消毒、アルコール消毒、煮沸消毒、対象物に応じ洗浄、消毒し乾燥させる。

【排泄物の処理】

排泄物の処理については、以下の２点を徹底すること。

① 利用者の排泄物・吐しゃ物を処理する際には、手袋やマスクをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し、消毒する事。

② 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行う。

【血液・体液の処理】

職員への感染を防ぐため、利用者の血液など体液の取り扱いについては以下の事項を徹底すること。

① 血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用してまず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて清拭消毒すること。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力減少させておくことが清拭消毒の効果を高めることになるので注意すること。

② 可能下幹部に使ったガーゼや使い捨て手袋などは、他のごみと別のビニール袋に密封して、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理する。

【支援にかかる感染症対策(標準的な予防策)】

支援の場面では、職員の検温・手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

【日常のケアにかかる感染対策】

① 適切な手洗い

② 適切な防護用具の使用(手袋・マスク・エプロン)

【傷や創傷皮膚に触れるとき】

手袋を着床し、手袋を外した時には、石鹸と流水により手洗いをすること。

【血液・体液・分泌物・排泄物(便)などに触れた時】

手洗いをし、必ず手指消毒すること。

【日常の観察】

職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者が施設到着後に検温し、利用者の身体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察する。また、連絡帳により利用者の体調に関する申し送り事項を確認する。

【手洗いにおける留意事項】

① 手を洗う時は、時計や指輪をはずす

② 爪は短く切っておく

③ 洗いが雑になりやすい部位は注意して洗う

④ 使い捨てのペーパータオルを使用する

⑤ 手洗い後は手を完全に乾燥させる

【職員の健康管理】

① 職員は年１回健康診断を受ける

② インフルエンザワクチン等の予防接種は任意とし希望者に費用の半額を補助する

③ 下痢や発熱、風邪症状をきたしたら申し出る

④ 職員が感染症を罹患している場合は、感染拡大防止のため適切な処置を講じる

【消毒液の適正な使用】

⑵ 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図ります。

【発生状況の把握】

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って報告する。

※新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画第Ⅲ章－２対応事項⑴～⑶

【感染拡大の防止】

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するためマニュアルに沿って速やかに対応する。

※新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画第Ⅴ章－２対応事項⑴～⑹

【医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携】

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関(協力機関、保健所)に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。

【関係者への連絡】

関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

① 施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する。

② 利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する。

③ 相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する。

6 連絡体制

委員会を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備します。

感染者発生確認

↓

関係機関等への連絡【・協力医・保健所 ・行政関係機関 ・利用者及び家族】

↓

感染者の隔離ゾーニング・濃厚接触者の特定・利用者及び従事者の健康観察の継続

↓

検査

7 その他感染対策の推進のために必要な基本方針

当該指針は、委員会に置いて定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行います。

8 指針の閲覧について

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように当法人のホームページに公表します。

付則：この指針は令和６年４月１日から施行する。